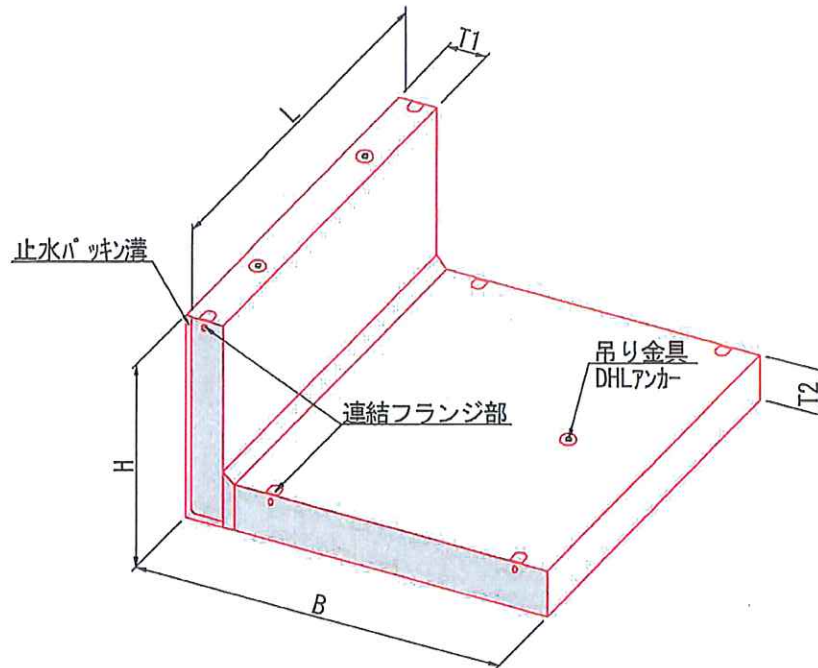


胸壁(河川用パラペットL型)



河川堤防に設置する特殊堤(胸壁)としてかさ上げ出来る
パラペットブロックです。

- ◎堤防天端に設置することで洪水対策が図れます。
- ◎陸側で作業できるため、安全性向上が図れます。
- ◎型枠の組立、撤去、コンクリート打設、養生作業が不要なため、工期短縮が図れます。
- ◎型枠を削減できるため省資源化に貢献できます。
- ◎連結フランジ金具とボルトで一体性を有します。
- ◎シール材により製品間の止水性を確保します。



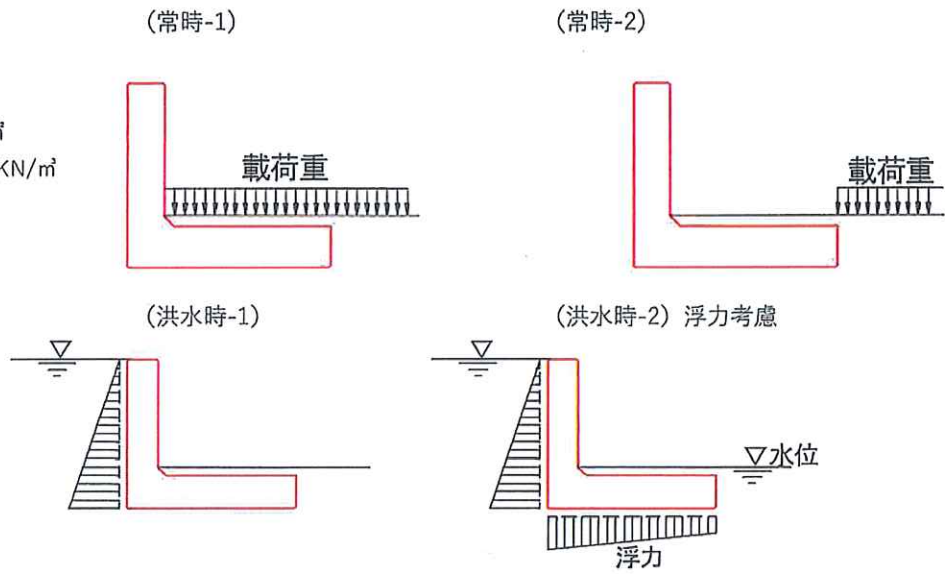
〒919-1123 福井県三方郡美浜町久々子54-9

TEL : 0770-32-0239 FAX : 0770-32-5784

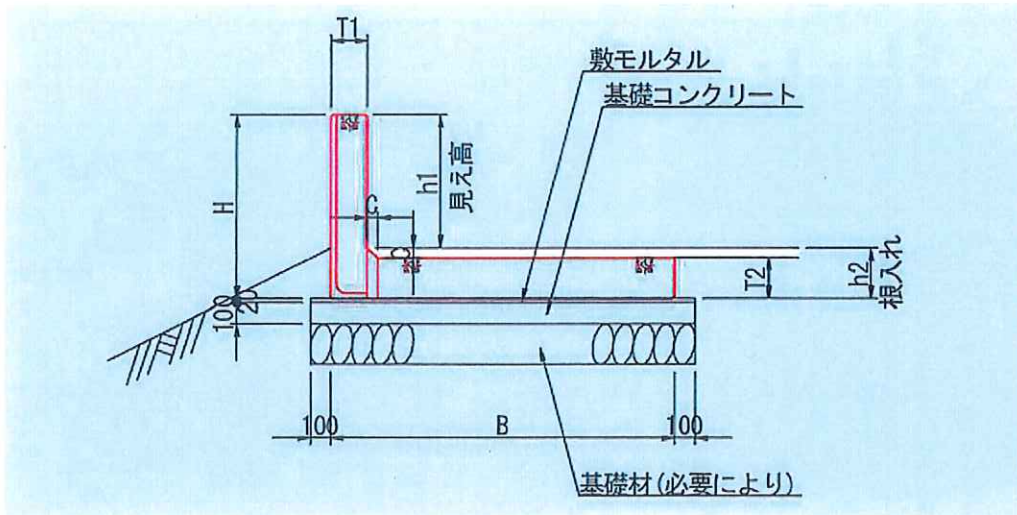
URL <http://kamocon.co.jp>

■設計条件

上載荷重： $q=10\text{KN/m}^2$
 単位体積重量： $\gamma=19\text{KN/m}^3$
 内部摩擦角： $\phi=30^\circ$
 摩擦係数： $\mu=0.6$



設計条件により浮力・揚圧力等考慮して断面選定を行うものとする。

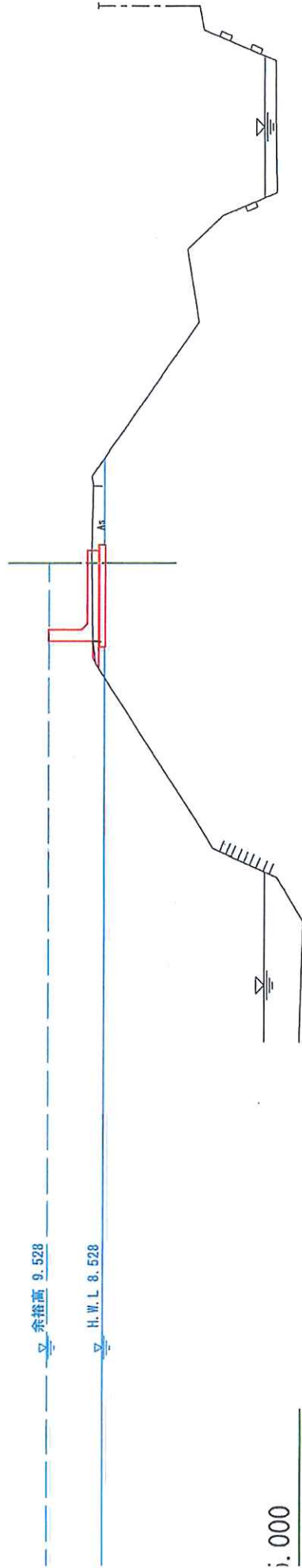


| 呼び名 | 寸法(mm) | | | | | | 参考重量(kg) |
|-------|--------|-----|-------|-----|-----|-------|----------|
| | h1 | h2 | B | T1 | T2 | L | |
| 500 | 250 | 250 | 550 | 180 | 200 | 1,998 | 810 |
| 600 | 350 | 250 | 750 | 180 | 200 | 1,998 | 1,088 |
| 700 | 450 | 250 | 1,000 | 180 | 200 | 1,998 | 1,414 |
| 800 | 550 | 250 | 1,350 | 180 | 200 | 1,998 | 1,835 |
| 900 | 650 | 250 | 1,700 | 180 | 200 | 1,998 | 2,260 |
| 1,000 | 750 | 250 | 1,800 | 180 | 200 | 1,998 | 2,356 |
| 1,100 | 850 | 250 | 1,900 | 180 | 200 | 1,998 | 2,452 |
| 1,200 | 950 | 250 | 2,000 | 180 | 200 | 1,998 | 2,547 |
| 1,300 | 1,050 | 250 | 2,100 | 180 | 200 | 1,998 | 2,643 |
| 1,400 | 1,150 | 250 | 2,200 | 180 | 200 | 1,998 | 2,739 |
| 1,500 | 1,250 | 250 | 2,300 | 180 | 200 | 1,998 | 2,834 |

※陶壁の底版長及び根入れ深さは、設計条件により変わります。

※現場の設計条件に応じて設計致します。営業担当者にお問い合わせ下さい。

RNO. 4
GH=8.76



RNO. 5
GH=8.90

i. 000

改訂

解説・

工作物設置 許可基準

河川管理技術研究会編
(財)国土技術研究センター

河川法改正による、「工作物設置許可基準」の改正（平成10年1月）に対応した、河川関係者必携の解説書。新たに光ファイバケーブル類、地下工作物、船舶係留施設を追加し、河川区域内の工作物の設置基準を解説。

山海堂

用の妨げとならないよう、堤内地及び堤外地へのアクセスに配慮した横断歩道の設置等の必要な対策を講ずるものとする。

- ⑤ 歩道等は、高齢者、障害者、車いす等の利用に配慮した構造とするものとする。

【解説】

第二十七 ①について

堤防天端に防護柵等を設置すると、洪水時の水防活動の支障や堤防の弱体化につながるため、交通安全上特に必要と認められる区間に限り認めることとした。

第二十七 ②について

道路付属物の基礎（支柱を含む）付近は一般に亀裂が入りやすく雨水が浸透し堤防が弱体化（写真 12.1）するおそれがあることから、縦断的又は横断的に連続して設置する場合は計画堤防外に設けることを基本としたものである。なお、標識、表示板等を単独で設置する場合で特に入念な施工



写真 12.1 ガードレールを堤防法肩付近に設けたときの被災例

を行うときはこの限りでない。ここで、堤防のかさ上げ、拡幅時等に施工した堤防の余盛部分については、築造後3年以上経過しており、さらなる沈下（広域的な地盤沈下を含む。）等が見込まれない場合は、計画堤防外として工作物が設置可能とするものとする。

また、道路付属物の基礎付近は一般に亀裂が入りやすく、雨水も浸透するためすべりが生じやすくなるため、基礎を法肩ぎりぎりに設けることも好ましくない。

第二十七 ③について

橋の堤外地側に設けるアンダークロス道路は、以下の理由から設置しないことを基本としたものである。

イ 堤防取付け部に必然的に生ずる坂路又は道路設置により必要となる道路付属物によって河積阻害が生ずるとともに、路面を舗装することによって部分的に流速が速くなり、坂路等の突起による影響とあいまって局部的に複雑な流れを生ずることとなり、洗掘等災害発生危険性が増し、治水上の支障となるおそれがある。

ロ 堤外地側のアンダークロス道路は河川敷地を分断することとなり、一般公衆の高水敷の安全な利用を制限するものであり、親水性を損なう、景観を損なう、動植物の生態系に影響を及ぼす、ゴミ等の不法投棄を助長するなど、河川環境の悪化を招くおそれがあり、河川の自由使用の確保及び環境保全上好ましくない。

ハ 堤防を兼用している道路と橋の取付け部が交差する箇所での交通渋滞の解消は堤内地側での立体交差施設の設置、バイパスの設置等の手段を講じ道路管理者においてなされるべきものであり、橋、取排水施設等のように河川敷地内に設置しなければならない必然性に乏しい。

第二十七 ④について

道路を設置すると、堤内地と川とを結ぶ通行路を分断し、堤内地及び堤外地への自由かつ安全なアクセスを妨げる場合がある。

このため、道路を設置する際には、川辺や堤防上の散策路、堤内地の歩道等からなるネットワークの形成に配慮しつつ、適当な位置に適当な間隔で横断歩道を設けるなどの必要な対策を講じるものとしたものである。